

# 入札における取り抜け方式の導入について

令和2年10月13日

笛吹市総務部管財課

同一日に開札する一般競争入札において、工種、入札参加資格要件が同一の複数の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）について、過大受注による品質の低下防止や受注機会の増大による市内業者の育成に資するため、次のとおり取り抜け方式を導入します。

## 1. 対象となる建設工事等

入札公告日、開札日、入札参加資格要件が同一となる建設工事等のうち、市が特に必要と認めた建設工事等とする。

## 2. 落札者の決定

事前に落札者決定順を設定し、番号順に落札者を決定する。先の案件で落札者となった者がその後の案件に参加されていた場合は、その入札を無効として取り扱います。

(例)

	案件①		案件②		案件③		案件④	
	予定価格 500 万		予定価格 480 万		予定価格 460 万		予定価格 440 万	
A 社	420 万	<b>落札</b>	無効		無効		無効	
B 社	460 万		420 万	<b>落札</b>	無効		無効	
C 社	430 万		440 万		420 万	<b>落札</b>	無効	
D 社	450 万		430 万		430 万		420 万	<b>落札</b>
E 社	440 万		460 万		440 万		430 万	

※全ての入札参加者が取り抜け等により無効となった場合は不調とします。